

環境社会配慮助言委員会 第158回 全体会合

日時 2024年7月8日（月） 15:30～17:00

場所 JICA本部2階229会議室及びオンライン

（独）国際協力機構

助言委員

東 佳史（※） 立命館大学政策科学部・大学院 教授
阿部 貴美子（※） 実践女子大学人間社会学部 非常勤講師
石田 健一（※） 元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 元助教
小椋 健司（※） 元日本高速道路インターナショナル株式会社 元プロジェクト担当部長
貝増 匡俊（※） 神戸女子大学 家政学部 家政学科 教授
源氏田 尚子（※） 公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）
東京サステイナビリティフォーラム フェロー
柴田 裕希（※） 東邦大学 理学部 准教授
鋤柄 直純 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 元研究主幹
鈴木 和信 日本大学 国際関係学部 教授
田辺 有輝（※） 特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES）
持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男（※） 恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授
寺原 譲治 城西国際大学 観光学部 教授
長谷川 弘 広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎（※） 名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平（※） 拓殖大学 国際学部 教授
松本 悟（※） 法政大学 国際文化学部 教授
山岡 暁（※） 宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
米田 久美子（※） 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 名誉研究員

敬称略、五十音順

（※）会議室参加

JICA

池上 宇啓 審査部 環境社会配慮監理課 課長
西井 洋介 審査部 環境社会配慮審査課 課長
縦田 泰明 アフリカ部 アフリカ第一課 課長
橋本 秀憲 東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課 企画役

○池上　こちらJICA本部事務局の審査部、池上です。

リモート参加の皆様、音声届いておりますでしょうか。大丈夫なようですね。

では、お時間になりましたので、第158回助言委員会全体会合を始めさせていただきたいと思います。

本日、近年の通常と異なりまして会議室のほうに14名の委員の皆様にお集まりいただいております。また、これに加えてリモート参加の委員の皆様が4名いらっしゃいます。鋤柄委員、鈴木和信委員、寺原委員、長谷川委員、この4名がリモート参加ということで、本日18名の参加で助言委員会を開催させていただきます。

また、本日の欠席の委員の皆様は、阿部直也委員、そして錦澤委員、二宮委員の3名となります。

今回久々に会議室に多くの方に集まりいただけたため会議室の確保に支障をきたしまして、イレギュラーではございますが、15時半からの時間からの開始となりました。もしスケジュールリングなどでご迷惑をおかけした委員の方もいらっしゃいましたら、この場を借りてお詫び申し上げます。

また、ご案内のとおり、本日17時から1階の食堂で懇親会を予定しております。会議終了後にご案内する予定でございますけれども、もし早く終わりましたら、こちらの会議室は17時まで確保しております。また非常に早く終わりましたら、外に出られても構いませんので、その際はまた改めて場所などご案内させていただければと思います。

いつもの留意事項のほうに移りますが今回会議室の出席者の方が多いので、若干いつもとは異なります。

まず逐語録で議事録作成しておりますので、必ずお名前を名乗っていただいて委員長の指名を待ってから発言をお願いします。特に対面の場合は、この名乗るのを忘れてしまうケースが非常に多くなりますので、この点ご留意いただければと思います。

また、他の方の発言中については、発言が終わるのを確認してご発言をお願いできればと思います。

議室参加者の皆様ですけれども、発言される場合には必ずマイクを活用して発言をお願いします。また、発言の際にはマイクをオン、終わった後にはマイクをオフという形で進めていただければと思います。マイクは人数分ありませんがお手元に何本か準備しておりますので、それを使っていただければ幸いです。

オンライン参加者の皆様にですが、ハウリングを防ぐために事務局の設定で一律ミュートにさせていただきますので、発言される際にはミュートを外して可能であればカメラをオンにいただければと思います。

また、質問やコメントにつきましては対象者を明確にいただければありがたいです。JICAに対する質問の場合は、特に事業部、審査部というふうに部署まで指定していただかなくても、こちらのほうで適宜割り振らせていただきます。

若干前置きが長くなりましたが、事前の説明はこまでにしまして、いつものとおり原嶋先生のほうにマイクのほうをお渡しできればと思います。よろしくお願いします。

○原嶋委員長　はい、原嶋でございます。

音声入ってますでしょうか。オンラインでご参加の鋤柄委員、鈴木委員、寺原委員、長谷川委員は

まだ繋がってらっしゃらないということですが、鋤柄委員、鈴木委員、寺原委員、聞こえていますか。

○鋤柄委員 はい、入ってます。大丈夫です。

○鈴木委員 はい、聞こえてます。よろしくお願いします。

○寺原委員 寺原です。聞こえてます。

○原嶋委員長 はい、よろしくお願いします。

それでは第158回ですね、環境社会配慮助言委員会の全体会合を開催させていただきます。よろしくお願いします。

今ご案内ありましたけれども、本日はオンラインですね、鋤柄委員、鈴木委員、寺原委員、そして長谷川委員もご出席の予定で、あとその他の委員は会議室でのご出席ということです。あと本日は阿部直也委員、錦澤委員、二宮委員はご欠席ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今開会済みしましたので、さっそくワーキンググループのスケジュール確認ということで、今お手元の資料の議事次第で裏側といいますか、次のページにございます。

毎回同じですけども、大きな点で何かご質問等ありましたら頂戴いたします。あと、細かな日程変更等につきましてはですね、数日中に事務局にご連絡いただければと思います。まず何か大きな点でご質問等ございますでしょうか。質問等あれば、サインを送ってください。

どうぞ小椋委員、どうぞ。

○小椋委員 スケジュールですけども、8月26日、5名委員がいらっしゃるということなんですが、私、この日がちょっと都合悪いので、3名のところに振っていただければありがたいです。

○原嶋委員長 それでは承りまして、後ほど調整させていただくようにします。

ほかございますでしょうか。ほか何か全体で、ちょうどメンバーの切り替わりのタイミングですので、そのあたりお願いします。

○池上 はい、事務局、池上です。

ご案内のとおり明日から第8期が始まるということで、今ご確認いただいているのは第8期のメンバーのスケジュールとなります。特に補足、説明等はございませんけれども、第159回の全体会合においては、助言委員長、副委員長の確定の作業もありますので、その点ご留意いただければと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それと実際的には確か8月以降は、当初は現在委員をされていて引き続きお願いできる委員にお願いしているところでよろしいでしょうか。

○池上 はい、ご理解のとおりです。

第8期から新しく委員になられる方も含めて7月19日にブリーフィングを予定しておりますけれども、最初のほうのワーキングについては、今まで委員を経験されていた方をお願いするという形をとらせていただいております。

○原嶋委員長 ちょっとワーキンググループの今後のその形式っていうのは、そのオンラインと対面といいますかリアルと、その事務局というか審査部の考え方として現状何かこう変更したりとか、あるいは変更する意思はないとか、そのあたりの考えを、今。

○池上 はい、今までの全体会合・ワーキンググループについてもオールリモートというわけではなく時には会場でご参加いただくケースもありましたが、今後も今までと変わらず、リモート参加でも対面でも結構ですと、そういう形で全体会合・ワーキングを進めさせていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今のことも含めて、何か今後の進め方についてご質問等ありましたら頂戴いたします。特にリモートか対面かについては、特に比較的こう、東京から距離のあるところにお住まいの方については、いろいろ時間的な制約にかかる場所なので、準備といいますか、考慮していただくことが必要だと思います。

何か質問等ありましたら承りますので、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは特になければ、先ほど申し上げましたとおり、細かな日程の変更などについては、数日中に事務局にご連絡ください。今、小椋委員からの変更については、また調整させていただくということで、ご連絡よろしくお願いします。

続きまして次の議題に移ります。

本日案件概要説明ということで1件予定をしております。ケニア国のオルカリア地熱発電の事業でございます。それでは本件につきまして、ご説明準備できましたらよろしくお願いします。

もう一度確認ですけれども、オンラインでご参加の委員の皆様、音声は届いていますでしょうか。大丈夫ですか。鋤柄委員、大丈夫でしょうか。

○鋤柄委員 はい、明瞭に聞こえております。

○原嶋委員長 それでは、準備ができましたらご説明をお願いします。

○樫田 はい、どうもありがとうございます。アフリカ部アフリカー課の樫田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは私からケニア国オルカリアV地熱発電開発事業についてご説明させていただきます。

本事業は2014年から15年にかけて、助言委員会に付議させていただいております。その結果を踏まえて2016年3月にですね、L/Aを調印し、既に事業を実施している案件となります。今回は本事業において重大な変更を行うということが想定されますので、改めて環境レビューを行ないたいと考えているものです。

目次につきましては、今映っているこの5点についてご説明させていただきます。

まずは案件概要からご説明させていただきます。ケニア電力セクターの現状と課題ですけれども、経済成長に伴いまして電力需要が増加しております。これを受けまして2023年には最大需要で約2,149MWまで需要が増加している状況です。需要は今後も増加すると考えられておりまして、2041年には約5,757MWまで増加すると見込まれております。この需要増加に対応し、電力供給の安定化促進するためにはですね、新規電力開発が喫緊の課題となっている状況です。右側に総発電設備容量に対する各発電項目ごとの割合がございますけれども、水力発電につきましてはですね、乾季や干ばつの影響により出力が低下すること、また、火力発電につきましては輸入燃料コストが大きな負担となっておりますので、安定した再エネである特に地熱発電の重要性が増しているという状況です。現在29%を占めておりますが、これを増やして行きたいというケニア側の意向がございます。

続きましてケニアの開発政策及び日本の協力方針につきましてですが、ケニア政府の開発政策ではですね、ケニアの国家開発計画として2008年に発表されましたVision2030、こちらで2030年までに国際的な競争力の獲得と経済的繁栄を達成することを上位目標と掲げております。特に電力セクターにつきましては、経済的基盤の一つとして位置づけられておりまして、成長を維持するために必要な電力確保、地方電化率の向上、都市部における電力サービスの改善等に取り組むこととしております。また開発の優先度が高く、当国のエネルギー・石油省が発表しました、Updated Least Cost Power Development Planというものがございしますが、こちらや政府のインフラセクター、中期計画Mid Term Plan IVですね、において、オルカリア地熱地帯の開発が同計画達成のために不可欠な事業として位置づけられております。ひるがえりまして我が国の協力方針につきましては、対ケニア国別方針で経済インフラ整備を重点分野と置いておりまして、発電送電能力向上プログラムにて経済成長を維持するために不可欠な安定した電力供給を促進する旨が記されております。本事業を実施することは、わが国の援助方針にも合致しているというふうに考えております。

続きまして、事業目的等についてご説明させていただきます。まず事業目的ですが、ケニア中部のナクル郡オルカリア地熱地帯において、オルカリアV地熱発電所気水輸送管設備及び送電線等の建設を行うことにより、同国の逼迫する電力供給量の更なる増加及び安定化を図り、以って人々の生活環境の改善や、投資環境の改善を通じた経済発展に貢献するものとしております。対象地域はリフトバレー州ナクル郡オルカリア地熱地帯となります。対象スコープですが、土木工事としてオルカリアVにかかる発電所建設、生産井・還元井の掘削と集蒸気システムの建設、送電線の建設等を見込んでおります。加えましてコンサルティング・サービス、こちらは概略設計、入札補助、施工管理等を含む予定です。事業実施体制ですけれども、申しわけございません、ここ1点修正がございます。借入人がケニア共和国政府になります。そして、事業実施機関がケニア発電公社、KenGenと書いてケンジェンと呼んでおりますが、こちらが事業実施機関及び運営・維持管理体制をつかさどる機関となります。

続きまして案件検討経緯についてご説明させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、本事業につきましては2014年から15年にかけて、助言委員会のプロセスを経ております。2014年8月4日に全体会で案件概要を説明させていただきまして、9月19日にスコーピング案についてのワーキンググループ、11月21日にドラフトファイナルレポートについてのワーキンググループ、そして2015年1月9日、6月1日にそれぞれ全体会で改めてご説明させていただいて、L/Aにつきましては2016年の3月に調印してございます。

続きまして重大な変更が生じた理由になりますが、本事業、2015年2月に協力準備調査を完了いたしまして、調査結果に基づいて当初環境レビューを完了し、2016年3月に借款契約を調印しております。環境カテゴリ分類はAとさせていただいておりました。根拠は本事業は環境社会配慮ガイドラインに掲げる火力発電（地熱も含む）に該当するためです。今後もケニアにおいては電力需要が増加する見込みでありまして、追加のユニット建設を行わない場合、2029年頃に電力需要が供給を上回ってしまう懸念があり、2023年2月ケニア政府は日本政府に対し追加の発電ユニット建設に伴う支援を要請しております。これを受けまして、日本政府が要請を承認しているという状況になります。本件追加ユニットの建設ですけれども、追加コンポーネントが地熱発電ユニットとなりますので、環境影響が一定程度生じると考えられるため、JICA環境社会配慮ガイドラインに定める重大な変更

にあたることから、環境レビューの再実施を行ないたいと考えているものです。

こちらのグラフが先ほどご説明しました需給に関するバランスを示したグラフになります。既に既設分として2基ですね、86MW2基が稼働しているものの、今後の電力需要を踏まえすと本件追加ユニット建設しない場合、2029年には需要超過に陥る可能性がございます。このため電力の需給バランスの改善のためにも追加ユニットの建設が必要というケニア政府の要請があったものになります。

続きまして環境社会配慮事項についてご説明させていただきます。

まず一つ目、適用ガイドラインですけれども、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）が適用されております。環境社会配慮につきましては、主に以下の点について確認対応したいと思っております。

一つ目が環境配慮について。オルカリア地熱地帯はその一部がヘルズゲート国立公園として指定されております。先方が実施した既存調査結果をもとに、本事業は国立公園外で実施することを予定しております。また、実施機関により作成された環境社会影響評価報告書の内容をレビューしまして、JICA環境社会配慮ガイドラインとの乖離の有無を確認したいと思っております。

もう1点が社会配慮についてです。ケニア側のESIAによれば、公用地内での実施でありまして、用地取得及び住民移転は不要となる見込みとのことですが、この点、調査を通じて詳細を確認したいと思っております。合わせまして、事業対象地周辺にマサイ族の集落が存在する可能性があるということですが、同じくケニア側のESIAによれば公用地の実施となることから、IPP、Indigenous Peoples Planの作成を不要とされているのですけれども、この点についても調査にて詳細を確認したいと考えております。

こちらが対象地の地図になります。上の地図が大きくオルカリア地熱地帯及びその周辺を映したものです。ヘルズゲート国立公園というものがございまして、この中にオルカリアⅠ、Ⅱ、Ⅲなどが配置しておりますが、その下のオレンジ色の丸、こちらが今回対象地の候補になっている地域になります。左下及び右下がその拡大図となりますが、右下の図で赤く丸をつけているところが現在の事業予定地となっております。また、オレンジ色で丸をした2箇所が、代替地の候補となっているものです。黄色い線が国立公園との境界線となりますので、線の上が国立公園、下が公園外となっております。

最後にスケジュールについてご説明いたします。本日2024年7月ですけれども、概要説明をさせていただいております。この後、9月ごろにワーキンググループで詳細についてご報告とご説明をさせていただきまして、10月の全体会合に再度付議させていただきたいと思っております。審査/環境レビューは11月、12月にかけて終了する予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○原嶋委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ご質問等承りますので、サインを送ってください。一応、3人ずつといいますが、それを目途にご質問等いただいて、まとめてレスポンスいただいた後にまた進めますので、こちらのほうもよろしくお願いします。

小椋委員お願いします。

○小椋委員 JICA事業部の方、ご説明ありがとうございました。

質問ですが、この事業のスコープとしては送電線も入っているということなのですが、これは公用地内での事業の実施とはなっていますが、送電線のライトオブウェイ（ROW）のも公用地内になるのでしょうか。現時点で、詳細な調査が終わってないのであれば、その点も併せてご確認いただければありがたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それではその次、柴田委員ですかね、お願いします。

○柴田委員 はい、柴田です。ご説明ありがとうございます。

ちょっと聞き漏らしていたら申しわけないんですけども、追加の生産井・還元井の掘削ということで、新しいユニットが入る、でこれまでオルカリアは地熱発電集積してきていると思うんですけども、これがそのⅤの追加ユニットになっているっていうのが、Ⅵではなくてってことですね、既存の事業の追加になっている背景というのを、Ⅵではなくて追加になっている背景を教えてくださいというのが1点と、地上部分はですね、国立公園から外れているということでしたが、地下貯留層は恐らく国立公園と関係してくるかなというふうに思います。そうした場合に、周辺の地熱発電所の利用している貯留層との、その貯留層管理がそういった周辺事業者と同じ発電会社ってことになるのかもしれないんですが、情報共有が計られたうえでの発電容量の見込みなのかというところの2点、お願いできればと思います。

○原嶋委員長 田辺委員お願いします。

○田辺委員 今の柴田委員の1問目と近いんですけども、この2016年の供与のものが既に稼働しているのであれば、なぜこの案件が終了していないで、この案件の追加としてさらに今回の提案がなされているのかというのがよくわからなかったので、お願いします。

○原嶋委員長 ちょっとお待ちください。鋤柄委員、聞こえますか。

○鋤柄委員 鋤柄です。はい、よろしいですか。

○原嶋委員長 もし可能であればここでご質問承りますので、ちょっと4名になりますけど、ここでご承りますのでご発言いただけますか。お願いします。

○鋤柄委員 はい、わかりました。聞こえてますでしょうか。鋤柄です。

手続面に関してちょっと確認したい件が1点と。

○原嶋委員長 ちょっと声を張ってお願いしてよろしいでしょうか。

○鋤柄委員 聞こえますか。

○原嶋委員長 はい、大丈夫です。

○鋤柄委員 はい、手続に関する点1点ご質問と、あとはお願いが一つあります。

1点目は適用ガイドラインの件です。今、柴田委員、田辺委員から、なぜこれがオルカリアⅥにならないのかという件とも関係ありますが、本件追加要請が2023年ということでした。しかし適用ガイドラインは2010年のものが適用されるということです。なぜ新しいガイドラインが適用されないのか、オルカリアⅤの時は2010年だったからそういうことになっているのか、そのガイドライン適用についてのルールについて教えていただければと思います。

それともう1点、これは内容ですが、スライドの13番というのは出ますでしょうか。これ衛星写真でしょうか。それですね、その右下の拡大図で、その国立公園の境界を事業地のその道路が通っ

たり、周辺の森林伐採していると見えますが、この開発状況では特に国立公園の境界を考慮していないように見えます。今恐らく現地調査に入っていると思いますので、周辺の本件も含めて、それによってどのような影響、攪乱が公園内に生じているのかという点についても、ワーキングの際に資料として示していただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは内容的にはですね、重なってる部分もありますけれども、順次よろしいですか。

○樫田 はい、どうもありがとうございます。

まず小椋委員からのご質問ですけれども、送電線のライトオブウェイにつきまして、はい、こちらすみません。スコープを決定する中で詳細を決めまして調査をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

続きまして柴田委員と田辺委員からのご質問で、追加であってなぜオルカリアⅥではないかという点なんですけれども、まず、まさに貯留層がオルカリアⅤのものを使うということになっております。また、今回、オルカリアⅤを実施している中で、ケニア政府からオルカリアⅤの追加ユニットの建設ということで要請が上がってきて、それに応える形で日本政府が追加ユニット建設の、そのための期限延長を認めております。このため同一案件として実施を続けるという判断に従っているものとなります。

また、鋤柄委員からの1点目の点ですが、ガイドラインにつきまして、同様の理由で同一案件ということで、過去の2010年のガイドラインを適用としているものになります。

また、2点目のお願いにつきまして、国立公園の内外に関係なく周辺への影響についてワーキンググループで説明するというにつきまして、はい、承知いたしました。確認させていただきます。どうもありがとうございます。

○原嶋委員長 別なのか変更なのかについては、ちょっと後ほど審査部のほうで解釈を説明していただいたほうが良いと思います。ほかにもご質問ありますので、ちょっと何人かの先生からもありましたけど、要はスコープが別のものを貯留層が共通だから追加だということになるのか、ちょっとそれ、後ほど審査部のほうでの判断教えていただきたいと思いますので。

とりあえず続きは、源氏田副委員長お願いします、

○源氏田副委員長 はい、源氏田です。

ご説明ありがとうございました。このヘルズゲート国立公園について二つ教えていただきたいんですけれども、一つ目が、この国立公園の敷地からは事業地は外れているということなんですけど、これ、ちょっと地図の縮尺がどれぐらいになるか分からないんですけど、どれぐらいの近さなのかということをお1点教えてください。

それからもう二つ目が、このヘルズゲート国立公園についてインターネットでちょっと調べてみると、火山地形などが楽しめるということと、あと温泉が楽しめるっていうのがありまして、地熱発電をするとですね、よく周辺の温泉水が枯れてしまうとかですね、なかなか出なくなってしまうとか、流出量が減ってしまうという懸念があるかと思うんですけれども、その温泉水についても調査をされる予定なのかということをお教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 では山岡委員。

○山岡委員 はい、山岡です。私も二つあります。

1点目、対象スコープです。先ほどからこの事業が追加か新設かっていうような、そういう疑問もあるわけですが、スコープを見ますとですね、土木工事とコンサルティング・サービスだけです。発電所ですと、あと蒸気タービン、発電機は要るわけですが、どうもここに入っていないように見えるんですけれども、その点についての説明をお願いしたいというのが1点目です。

2点目がですね、案件概要のピーク電力需要とその後に出てくる電力需給バランス予測なんですけれども、なかなかこういうところの需要とバランスをどう正確に評価するかって難しいと思うんですが、ここではピークだけを比較されております。最初のピーク電力需要に対してバランスの予測で過不足をこれグラフで示しておられるわけですが、この二つの図だけで見るとですね、結局、バランス予測のカーブというのは供給から需要を引いたものというふうに考えてよろしいでしょうか。となると供給力がこの需要に足されたものというふうに考えてよろしいでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、阿部貴美子委員。

○阿部（貴）委員 ありがとうございます。阿部です。

この地熱の開発について、ケニアでは積極的に力をずっと入れてきたということで、本案件ですと5番目の、No.5ということなんですけれども、それ以前の案件との関連なのかと思えますけれども、マサイの人々が住んでいるというか移動しながら暮らしているという理解なんです、その住んでおられる地域であるが、本案件については該当地には住んでないというか暮らしておられないということなんですけれども、それまでの案件で果たしてそのマサイの人々はこういった、なんて言うんでしょうか、移動みたいな、案件ができたことによって、過去のプロジェクトができたことによって、マサイの人々はどのような影響を受けて、現在どのような状況にあるのかということをお教えいただきたいと思います。それは直接的ではないにしても、そのプロジェクト地域の近辺に暮らしている方々への累積的影響という観点から知りたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 はい、それでは公園との関係と、あとタービンのスペックの問題と、今の。

○樺田 どうもありがとうございます。

まず源氏田副委員長からの公園への影響と温泉への影響ということなんですけれども、温泉への影響につきましては、なんといいですか、数多く温泉地があるというような感じではございませんで、オルカリアの中で1箇所ですね、今、温泉が開発されて一般市民に公開されているという箇所がございます。こちらへの影響については調査の中でも確認したいと思いますが、そうですね、確認させていただきます。

そして山岡委員からのまずタービンですが、はい、申しわけございません、舌足らずで恐縮です。タービンにつきましても、地熱発電所の中に設置するという理解でいただければと思います。

また、バランスについてですが、こちらもご理解のとおり供給から需要を引いた数値をここで提示させていただいているものです。

続きまして、阿部委員からのマサイの人々への影響ですが、これまでの事業でもですね、JICA事業のみではないんですけれども、オルカリア事業の中ではマサイの方々を住民移転対象とし

て移転を行ってきたというものも含まれております。こちらにつきましては、基本的には各機関のガイドラインに沿って対応してきているものと理解しておりますが、本事業についてももしも追加的に必要なことがあれば同じように対応したいと思います。

失礼いたしました、公園からの距離について回答が漏れてました。200mほど外れております。一番赤いところですね、はい。

○原嶋委員長 一旦これで次に。貝増委員、どうぞ。

○貝増委員 はい、貝増です。

JICAの方に質問ですけれども、先ほどの山岡委員からの需給バランスということで、需給のほうは予測をされていると思うのですけれども、景気とかそういうところの動向で結構変わってきたりするので、例えばその、需要予想でも楽観的予測、悲観的予測、通常のものという3つの予想でやっているとします。どのような需給予測がここで出されているのかということの一つ知りたいと思います。

あとはここでは、定格というべきMWでやってるんですけど、電力量というところを考えてみる。また、周辺国から売電すると言った計画があったりするのかなってところが少し気になりました。教えていただければと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、それでは続きまして谷本委員、どうぞ。

○谷本委員 谷本です。

事務局にですか担当課のほうにお聞きしたいんですけども、柴田委員、それから鋤柄委員ですかね、の質問と関係するんですが、地熱発電所ということで当然ながら生産の井戸、それから蒸気を戻す還元井の井戸、還元井ですか。こういうものが恐らく斜めに入ってくと思うんですよね。で、先ほど担当課の方がおっしゃった200mですか、国立公園との距離が。ということはもう斜めに入って斜掘削というんですか。そういうのは当然ながら、もう国立公園の中にガーって入っていくと思います。恐らく1,000mとか、場合によって2,000mぐらい掘ると思うんですけれども、この場合ですね、国立公園を管理する団体、組織ですか、そことの関係、例えば許可を得るとかですね、そういうことは必要ないのかどうか、これ調査の時に調べていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、それでは、今二点お二方ありましたけども、需要予測の関連で。

○樺田 はい、どうもありがとうございます。

まず貝増委員からの需給バランスの楽観的か悲観的か、どういった形で確認したものかということなんですけれども、あと周辺国からの売電があるかどうかですね。これら含めまして調査でしっかりと数字をご提示できればと思っております。

谷本委員からの、そうですね、公園に地下の中に入っていくのではないかという点ですけど、こちらにつきましても、スコープを検討する中でどのような形で生産井と還元井が公園に影響していくのかというのを確認いたしまして、必要な許可についても確認したうえで、またご報告させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは事務局、よろしいですか。

先ほどちょっといくつか何人かの委員からもありましたが、ガイドラインとの兼ね合いで重要な点なので。簡単に言いますと本件がオルカリアの以前の地熱発電の追加なのか、変更なのか、別な

のか。

○池上 はい、事務局、池上です。

ガイドライン上で、どこまでを同一案件にしてい、よくないかについて、工期の重なり具合やサイトがどれだけ距離が離れているか、と等に基づいて明確に定義してはいません。事業のコンセプトを見て、判断するという形になっております。この件については審査部のコメントというか、事業部の考えを私が代弁するような面もありますけれども、本件については地熱貯留層を、先ほど説明がありましたとおり同じ貯留層を利用するというので、オペレーション段階での貯留層のキャパシティ管理ですとか、また設計段階においても、今までのオルカリアVでの対応から得られた情報をこの追加コンポーネントでも適切に使っていく必要があるということで、同一案件が妥当だという判断に至ったのではないかと考えております。

これについて事業部のほうから、もし訂正・補足があればお願いします。

○縦田 ありがとうございます。

そうですね、はい。同じ貯留層を使っているということから同じ案件の追加ユニット、あくまで追加ユニットということで要請を受けておまして、これに対して日本政府がもともとのその案件の目的と整合的であるということと、供用方針などの整合性が取れているということから同一案件の追加ユニットとして承認をしているということになります。

また、もともと上位の計画で、このユニットの追加は将来的にもともと想定されていたものということもございまして、本件については新規案件ではなく、オルカリアVの追加ユニットというふうに承知しております。

○原嶋委員長 今の関連して二つ補足で、もしその追加である場合に重大な変更なんですけれども、重大な変更の時にガイドラインの適用を、重大な変更区分については従来のガイドラインなのか新しいガイドラインなのか、形式的な問題もありますが、それが1点。

そうすると、今、阿部貴美子委員からもありましたけど、いわゆる先住民族の方々が関わってくると、新しいガイドラインの適用では一応FPICの条件が変わってきますので、そこが違ってくるという点もあって、そこをどう解釈するのかという点が1点。

もう一つ、今、何人かわかりませんが、還元井戸や、その生産井戸がもし、その保護区の地下を通るということになった時に、ガイドライン上、その保護区では原則開発をしないということについてどう考えるのか。これは、今ちょっと答えが出ないかもしれませんが、今の時点でちょっとわかる範囲で教えていただけますか。

○池上 はい、審査部事務局、池上です。

まず、環境ガイドラインのどれを適用するについては形式論になってしまいますけれども、先ほどの議論のとおり2010年までのガイドライン適用案件として実施しているオルカリアVの追加コンポーネントということですので、同一案件は同一ガイドラインで見るという形で、今回の内容については追加コンポーネントについてもガイドライン2010を適用するという考えになります。また具体的に先住民族の方、マサイに関してついてどこまでの調査をするかということについては、実際に調査をする段階で、慎重にコンポーネントを決めていくというふうに理解しております。

あと、地下を開発する場合、国立公園内というのはどういうふうに定義するかという点、我々も同様な事例をまだ経験していないので、今明確にお答えはできないのですが、これについても

この案件に関連して、今後検討を進めていきたいと思っております。

以上となります。

○原嶋委員長　じゃあこちらからの順番、柴田委員からお願いします。

○柴田委員　柴田です。

今のその、新規ではなくて追加という部分の考え方についてご説明いただきありがとうございます。恐らくそのオルカリアVの事業を進んでいく中で追加の要請があった、でその要請に対して、日本国政府との協議の中で追加という形で話が進んできたというのが多分根底にあるのかなというふうなことで理解いたしました。

で、ちょっと今回のこのオルカリアVの追加がたちまちどうなるかはちょっと話は別に置いておくとして、一般的に考えて80MWですので、例えば我が国の環境影響評価法でも1万KW以上10MW以上が環境影響評価の規模要因になっています。それを考えると、その規模よりはるかに超える、いわゆる大型の地熱開発を1個発電所を作るというスケールになりますので、そういったものをですね、新規の事業として扱わなくていいのかっていうのは、ちょっとこの助言委員会といいますか、もしかしたらガイドラインのほうの考え方かもしれないけれども、ちょっとこれから整理する必要があるのかなというふうに感じています。

それから地下部分につきましては、例えば日本国内の地熱開発でも特別保護地区はちょっとさすがに違うんですけども、そうでない場合には、傾斜掘削が部分的に認められているところだと思います。そういった考え方を引用することで、必ずしも国立公園内の開発とは言えない部分もあるのかなというふうに思うんですけども、一方で、還元井を新規に掘削しますので、そうすると地下水、あるいはそれが湧水として出た場合の表流水に、場合によっては相当影響を与える可能性があります。そういった時にその国立公園内の地表環境にも影響が出かねないということになりますので、その部分はこう慎重に評価をいただく必要があるかなというふうに思いました。

○原嶋委員長　生産井戸と還元井戸で違うということですか。ちょっとその点だけ確認。

○柴田委員　ごめんなさい。ちょっとこの事業でどうなってるかつぶさにわかりません。一般的な生産井、地熱流体を出してくれる井戸と、それを地下にまた戻す井戸、別の井戸を使いますけど。

○原嶋委員長　その生産井だと、そのなんかちょっと扱いが違うみたいな、その例えば生産の井戸が公園の下にあるっていう時と、還元の井戸がある場合とでは条件としては同じですよ。出すほうと入れるほうですけど、なんか影響が違うから扱いが違うっていう意味ではないですか。

○柴田委員　ごめんなさい。ちょっと還元井がその地熱貯留層の方に還元するのか、もっと別の地下の帯水層に還元するのかは事業によって違うと思うので、今回がちょっとどういったところの還元をアプローチしてる予定なのかっていうのは、ちょっと事業中身見ないとわからないんですけども、貯留層に直接還元しない場合も多くありますので、その場合ですね、その貯留層のあるところが別の帯水層に影響を与える還元先の帯水層ということになりますので、場合によってはその帯水層の湧水先、地表の表流水に影響を与えると思われます。

○田辺委員　ガイドライン上の整理は理解したんですけど、多分今回重要だなと思ったのは、既に借款契約を結んでいる事業が供用されているというところで、つまり、事実上完了状態にあるものを引き伸ばしているところだと思うんですね。なので、ガイドライン上、これを判断するのは極めて難しいんですけど、ただ、これを濫用するといかなる案件も可能になってしまうって

う、そういう問題はあるかなと思ったので、ちょっと次のガイドライン改定の時にちゃんと議論する必要があるかなと思いました。

○原嶋委員長 何かレスポンスありますか。逆に委員の方から質問等ありますか。はい、どうぞ。

○松本委員 松本です。

今のガイドラインの運用の点は私も重要なと思いますが、もう一つですが、その2015年6月1日の助言委員会を見るとですね、環境レビュー方針の中でこういうことを申し入れることとか、要するにその後のフォローアップを助言委員会がするようなものではない提案が為されているわけですね。つまり、こういう場合、もしそれが同一事業の追加であるとするならば、この助言委員会を出した環境レビュー方針に対する提案は、その後、先方政府はどのように対応したのだろうか。これについては具体的にその構成、要するに井戸のその採掘とかに関する許認可に関してのいろんな申し入れであると、モニタリングについてとか、いくつももうここで提言されているわけで、それをちゃんと次のワーキンググループまでに既存の事業に対してどのように助言は生かされているのか、いないのか、ということも恐らく次の助言のワーキンググループの中ではご報告いただいたほうがいいのではないかと、つまり一体だということからは、前回の2015年の助言案に対してどのような対応が最終的に為されたのかという報告は、ワーキンググループの中では必要ではないかというふうに思いました。

以上です。

○池上 はい、審査部事務局、池上です。

まず、このガイドラインのコンセプトで、供用段階に移っている事業を延長する今回のような形を濫用するのはいかなものかという点については、ここで議論をする場ではないと理解しておりますけど、おっしゃられたとおり、中長期的にガイドラインの見直しをする際などに、その点も議論の対象にあがり得るというふうに理解しております。

その次の、同一案件である以上は、2015年の助言委員会での指摘事項などについてのフォローという点、こちらについては事業部のほうに回答をおまかせしたいと思いますがよろしいですか。

○樺田 はい、ありがとうございます樺田です。

はい、そうですね、同一案件であれば、過去の助言委員会の提言についてのフォローというものは行うべきということで、承知いたしました。次回のワーキンググループまでに確認したいと思います。

○原嶋委員長 石田委員、お願いします。

○石田委員 非常に細かいことなんですけど、スライド13ページの右下のヘルズゲート国立公園というところを見ると、国立公園の境界線が非常に直線的に引かれてる。で、さっきからGoogleでずっと見てたんですけど、かなりこれ距離が20kmぐらい、10km以上あって長かったりするんですね。で火山の景観を楽しむピクニックから徒歩や自転車楽しむってということなんですけど、事業予定地のところに一つ大きな火山があって、そこは完全になんて言うんでしょう、国立公園から外されてるんですね。だからこの国立公園の線引きの仕方っていうのは、動植物の生息域だとか、あと火山域を全部囲んだということではなくて、なにかほかの理由があって、こう直線の土地の使用権だとか、利用権っていうのは制約条件になって引いてるのかなということも考えられるので、あくまで私の想像なんですけども、そういうことで質問ではなくて単にコメントなんですけども、今回、これ相

手側が作ってくるESIAの内容をレビューするってなってますので、そのレビューされる際にはですね、国立公園の線引きの理由だとか、それをちゃんとやっぱりちょっと分析していただきたいというふうに思います。そのあたりです。

以上です。

○原嶋委員長 山岡委員、お願いします。

○山岡委員 先ほどの私の質問に関連するんですけれども、対象スコープで蒸気タービンとあと発電機も入るというふうに理解しました。もともとの工事とかコンサルティング・サービスをやっているところがあると思うんですけれども、借り入れが発電公社ということで、今回も、そのもともとやっている会社にこれ一括発注ということになるんでしょうか。それとも土木、電気機器、コンサルティングというのは、これまた新しい発注になるんでしょうか。この辺もまたその追加かどうかというところにも関わってくるかなというふうに思いますけれども。

以上です。

○樫田 樫田です。どうもありがとうございます。

まず、石田委員からのコメントですけれども、はい、線引きの理由についても分析をさせていただきたいと思います。

山岡委員からのご質問ですけれども、基本的に追加ユニットであっても入札を想定しております。現時点では新たな入札を想定しております。

○山岡委員 山岡です。

その点はケニアの発電公社が判断することになると思いますけれども、それに対してJICA側から何か要求されるってことはないんですか。いわゆる新たな発注をするというふうにおっしゃられましたけども、完全にこれは全く個別で、通常ですと円借ですと土木工事、電気工事、コンサルサービス、電気に送配電が入るかどうかわかりませんが、ロットに分けて発注するやり方も多いと思うんですけれども、その点がはっきりしているのか、あるいはその点に対してJICA側が何か指導されてるってことはあるんでしょうか。

○樫田 はい、どうもありがとうございます。

そうですね。スコープが決定した時点で改めて確認させていただきたいなと思っております。最終的には借入人、実施機関が判断することにはなるとは思いますが、JICAからも必要があれば適宜申し入れなどはしていきたいと考えております。

○山岡委員 山岡です。

先ほどの追加かどうかという点、議論になってますけれども、この発注形式もそれに関わってくる事案かなというふうには思います。その辺もご検討いただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 すいません、今の点でそもそも借款のそのなんですか、契約の手続、審査とかいろいろ、手続も従来の、いろいろありますよね、管理上のものが。それは別になっているのかということと、今、実際のその工事が始まった後の発注なんかも別なのか、それ全体の流れで、別なのか追加なのかっていうその整合性が問われているんですよね。で簡単に言うと、別にすれば多分ステークホルダーミーティングなんかの手間が増えると思います。で、もしちょっと邪推をすれば、そういうことを省きたいので追加にしているんじゃないか。ごめんなさい、それは邪推なのでということ

を申し上げて。で、一貫性のある説明が必要ですね。

○樫田 はい、樫田です。どうもありがとうございます。

ご指摘踏まえまして一貫性のある説明ができるように、次のワーキンググループまでに準備させていただきたいと思います。

○松本委員 すみません、ちょっと細かいことで。先ほどの2015年6月の環境レビュー方針についても一応フォローしてワーキンググループでご説明をいただきたいということに加えて、これは当初2014年の案件概要だと70MW×2で助言委員会に上がってきていまして、それが今日の報告ですと86MW×2になっているということで、このあたり、先ほどの柴田委員の説明で言えば10MWの地熱だけでも非常に日本では大規模だということを考えると、あっという間に16×2の発電容量が増えていたわけですね。で、そのあたりについてもやはり一定程度説明がないといけないんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは他委員の皆様のご発言、ご質問等でございますでしょうか。どなたか手を挙げてらっしゃいますね。

鈴木委員ですね。鈴木委員、聞こえますか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

すみません、まとめるところに発言しちゃってごめんなさい。喋ってなかったので一言だけでも、コメントになります。

委員長ご存知だと思うんですけども、JICA、2012年にコスタリカのグアナカステ地熱開発というですね、事業を経験していると思います。周辺に国立公園や世界遺産があるところで、地熱と国立公園の関係、そこでですねJICAの中に教訓があるというふうに思います。私が知るだけでも生物多様性の観点で言えば、その当時珍しかったDNAバーコーディング技術といったものを使って、環境社会配慮をやったという経験教訓があると思いますので、初めてではないと思いますので、コスタリカから得られた教訓を一度整理されてみるのもいいのかなと思いました。コメントになります。

以上です。

○樫田 樫田です。

コメントどうもありがとうございました。はい、コスタリカの教訓についても確認するようにいたします。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは一通りご発言をいただいたと思いますけども、何か追加でご質問、ご発言ありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。

繰り返しになりますけども、根本的に重大な変更か否かということと、あと公園との関わりですね、特に重要な点として複数の委員からご指摘をいただいておりますので、その点を配慮してご準備をお願いしたいと思います。

どうぞ、貝増委員。

○貝増委員 貝増です。

一つだけ質問ですけども、ケニアの電力セクターは、自由化されているかのようにホームページでは書かれています。本プロジェクトでは、送電線は、発電公社が管理してるという理解でよろしいでしょうか。

○樫田 樫田です。どうもありがとうございます。

送電につきましては、送電公社がございまして、そちらになっております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは一通り頂戴しましたので、一旦ここで本件、締めくくりとしたいと思いますけども、いづれにしても、いくつか複数の委員から重要な指摘がございますので、それに基づきまして準備をお願いしたいと思いますし、ワーキンググループは予定としては9月ぐらいということで予定しておりますので、ご参加の委員の皆様にはよろしくお願い致します。よろしいでしょうか。一応本件ここで締めくくりにしたいと思いますけれども、確認ですけどもよろしいでしょうか。

はい、それでは一旦締めくくりとします。樫田さんどうもありがとうございました。

それでは次に移りたいと思います。

それでは続きまして、環境レビュー方針の結果の報告として1件ございます。インドネシア国のジャカルタ都市高速鉄道東西線事業でございます。それでは準備が整いましたらご説明お願いしてよろしいでしょうか。

○橋本 はい、どうもお時間いただきありがとうございます。東南アジア・大洋州部東南アジア第一課インドネシア担当しております橋本と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

昨年ですね、助言委員会にて環境レビュー方針を審議させていただきまして、そこでいただいたその後ですね、ちょっと当初のスケジュールよりは遅れた形になりましたけれども、昨年の末にジャカルタ東西線の第1期ですね、フェーズⅠの第1期として審査を行ってまいりまして、今年5月の13日に借款契約の調印をすることができました。それ以降の結果の報告ということで今日お時間をいただいております。

お手元の資料をお配りしているものの助言対応表というものをご覧いただければと思いますけれども、こちらの助言としては1点いただいております、こちらの地下鉄と駅舎の工事において、主には掘削土が発生するということとして、その工事で発生する土についての再利用を積極的に進めるべしという点及び最終的に土捨て場に処分される工事発生土については環境影響に配慮しつつ、適切な処分をするように申し入れるべしということをコメントをいただいております。この点につきまして、審査において我々のほうから右側のほうに対応結果のほうですけども、工事発生土については良質な土はデポであったり、この東西線の事業においてもデポの建設及びそこでの盛土が計画されておりますので、そこでの活用であったりですとか、あるいは汚染が見られる土についてはインドネシア国の法律に基づいて適切に処理するということを審査において申し入れをしてまいりました。

私からの結果報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 原嶋ですけど、それは、今ご説明いただきました内容につきまして、ご質問等ありましたら、挙手あるいはサインを送っていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

米田委員、お願いします。

○米田委員 米田です。説明ありがとうございます。

今のご説明と少し外れてしまうんですけれども、この案件を担当した者として、環境レビュー方針の中で追加確認事項というのがいくつかありますけれども、その結果についても簡単に説明していただけるとありがたいなと思うんですけれども。私個人の関心としては、植樹のモニタリングを2年後以降もやっていただけるかという点なんです、そのほかにある確認事項はほとんど本当に確認なので、特に問題なかったという確認だけでもいいんですけれども、そういうご説明もいただけるとありがたいと思います。

以上です。

○橋本 はい、ありがとうございます。

今のあれですね、生計回復のモニタリングという点でしょうか。

○米田委員 私が言ったのは植栽です。

○橋本 植栽、承知いたしました。はい、ありがとうございます。

今のご指摘の点を含めまして、モニタリングのほうもですね、適切に実施するという事で合意はしておりますので、ご報告させていただきます。

○米田委員 すみません、植栽について2年間という、なんていうんですか、もともとの約束が2年間なんですけれども、その後もモニタリングを続けることが可能かどうか確認ということなんです。特に向こうから反対が出なかったという理解でよろしいでしょうか。

○橋本 すみません、今ちょっとこの場所では情報無いので、確認してご連絡差し上げたいと思います。

○原嶋委員長 確認ですけど、様々なモニタリングの原則的な要請としては、理念ということにしていることが、これどこに根拠があったかちょっと、今定かではないんですけど、それを確認と、それを超えて、いくつか多分、前に石田委員からも別の件でご指摘あったと思いますけども、やはりその、もう少し長い目でモニターすることですね、最低限の要請としてはわかるけども、特にその自然環境とか動植物関係はもう少し長いモニタリングの機会を要請することもお願いしたいという助言がしばしばあるんですけれども、実務的にはなかなか難しい面があるんですか。あまり長いのはなかなか難しいとかいろいろあると思うんですけども、そのあたりのこう実務的なこう感触、どう我々理解して良いのか、もしわかる範囲で教えていただければと思います。

インドネシアの件でもし、何かそういったことで2年を超えて、何かモニタリングをするということについて、そのお金の面とかですね、こちらJICAの側でコントロールできることを超えてるとか、そういうなにか実務的な妨げになるような事とかあれば教えていただきたい、助言をする側としてもですね、あまり無理な助言、できないことをお願いしてもなかなか難しい面が、もし逆に何か差し障りがあるようなことがあれば、実務的な感触教えていただきたいんですけど、いかがでしょう。

○池上 はい、審査部事務局、池上です。

まず、最初の点、ガイドラインとの関係においては、今ご説明のあったとおり、供用してから2年といった形で年限を切っておりますけど、これについては何か課題があって、例えば環境面であれば環境面の課題があって、それが解決してないという状況であれば、更なるモニタリングを要請するということは環境ガイドラインに沿って実施しているところです。これは住移転でも社会面でも同様です。

他方、そういった状況でない中で、それ以上の期間のモニタリングを要請するかどうか、これは個別の案件によって違うと思いますが、ただ、環境社会配慮ガイドラインに合意しており、それに基づいて先方がモニタリングを実施する義務がある、という強い形で先方にモニタリングの継続を要請することは、ガイドラインとの関係では難しいのかなと思っております。

もし、この案件、個別について何かもしコメントあれば事業部のほうからお願いします。

○橋本 はい、どうもありがとうございます。

特段この案件、なんていうんでしょう、特別な事情というのは特に私のほうでは特にはないですけども、特にこのジャカルタの市内における、そうですね、どちらかというと自然環境というよりは住環境のほうに対する影響が、特にモニタリング、供用開始後はですね、一番、そうですね大きいのかなというような気もしますが、ちょっと特段この案件についてはございません。

○原嶋委員長 いずれにしましても、先ほど池上さんからご説明ありましたけれども、様々な環境項目、社会項目について、モニタリングをお願いするということが助言としてしばしば出てまいりますけれども、一応先ほど形式的には2年ってことは常に、ある種の条件として出てまいりまして、それを超えて私ども助言委員のほうからいろいろお願いをすることがあるわけですけども、今の背景としてはそういう状況があるということで、ご理解いただきたいというふうに思っております。それを超えて必要であれば、不可能ではないというふうには感じておりますけれども、そういった前提のもとでのご議論をお願いしたいというふうに思っております。

何か、今の、はい、どうぞ。

○松本委員 松本です。

ちょっと、今気になったんですが、メールでお送りいただいた33ページのものを見比べて、先ほど米田委員がおっしゃったように一番右の欄の追加確認事項でいろんなものを確認するというふうに出ていて、確かに助言案として出てきたのは今日ご報告いただいたものだけなんです。これ、ちょっと不思議だなと思ったのは、助言案として出るとこのようにして申し出をしたことについて報告があると。しかし、助言案に入れないで、その時のワーキンググループのやり取りで確認することが確認できれば、助言案には入れないでシートの上でだけこれやるということで、簡略化してるんですが、簡略化したことによって今米田委員がおっしゃったような2年後以降もできるよう可能かどうか確認するという、いわばクエスチョンなわけですけど、2年後以降できるかどうかを確認して、できますとなったかどうかということをご報告いただけないとなると、そういうことは今後助言案に入れたほうが良いということになると思うんですね。この点、要するに、その助言委員会を運営して行くに当たって、どちらかという助言案をどんどん減らす方向に、これまで委員会は動いてきたんですけども、もし、こういうことについてのフォローアップに差が出るのであれば、やはり助言委員会は丁寧に助言案として載せておいたほうが良い、手間はかかるんですけども、載せておいたほうが良いんじゃないかというふうに私自身は思ったわけで、今特に米田委員がそのようにおっしゃったので、やっぱりこういうものは助言案に残しておけばよかったんじゃないでしょうか、というふうに考えるんですが、多分これ審査部のほうなんです、要するに審査部とのやり取りの中で、助言案は比較的その当日に、対応がまだわからないものについてやってきたという経緯がありますので、今回のことについてお答えいただけないということは、これ助言案をやっぱり残すという形になっていくと思うんですが、審査部のほうのお考えを伺いたいと思

った次第です。

○原嶋委員長 1点だけ、今の点で以前の助言の数が多いので、少しくあれしようという時に、考え方として1つあったのは、JICAのワーキンググループとかで、こういう場にいる人たちが了解すれば終わることと、そこでは終わらなくて相手方と交渉しなきゃいけないことと分けて、そこにいる人が了解すれば、例えば報告書の文言を直すとかですね、そういうことはあえて書かないでほしいと、項目ばかり増えるので書かないでほしいということで、その代わりそこにいる人だけでは解決しなくて相手方のカウンターパートナーとかステークホルダーに確認するとか、相手方とかほかのそこにはいない人とアクションを求めている場合には書きましようっていうような、紙には書いていないおおまかな整理があったんですね。そういう意味では、逆な言い方をすれば、今の米田委員の確認事項として入れた段階で若干それから外れてしまっているということが現状なので、どこでいい悪いではなくて考え方としては、先ほどのご指摘として、率直に言えばこの項目は助言に入れておいたほうがよかったというのが結論だということでは、今の報告に対しては。

○東委員 ちょっとその前に、東ですけども。

これ当該ワーキンググループの主査でしたので、できるだけ少なくとかそういう事ではなしにですね、熟議ということで、その時点で植栽の件ですけども、確か私の記憶によると、なんて言いますか、2年ということで、それ以降もジャカルタ州政府になるのか、西ジャワ州政府になるのか、その辺はわからないけども継続していくことになってますというような、そういううろ覚えがありますけど、決してその松本先生がおっしゃったように、できるだけ少なくしていくとかそういう方針は全くなくて、熟議の結果そういうことになったと。そして現地コンサルタントからあがってきた英語の資料も充分その辺は網羅されてましたので、問題ないかなと思った次第です。逆にその減らしていく方向にあるというふうに受け取られてしまったら、ちょっと趣旨が違ったかなということですよ。

以上です。

○原嶋委員長 むしろそういう意味では、その段階で確保できてたという感触を持ってらっしゃったという理解です。

○米田委員 すいません、私も記憶があまり定かではないんですが、これは私のお願いだったわけではないと思います。私が思うには多分、元から環境レビュー方針に書いてあったんじゃないかと思うんですよ。元から書いてあることはいくつかありますよね、確認事項として。で、私が言いたかったことは、環境レビュー方針の場合は元から書いてあった場合にはあえて助言にはしませんよね普通、皆さん。でも関心はあって、その結果がどうなったかは知りたいという内容はあるわけで、それについてはできれば報告いただきたいなという、前にも確か同じことを言ったことがあるかと思うんですが、そういう趣旨でした。で、先ほどおっしゃったように助言案、ワーキングの助言の場合、環境レビュー方針ではなくてドラフトファイナルレポートとかスコーピング案とかの助言の場合は、助言の回答表に回答があって、そこに追加で書いてもらうことはあります。それはだから申し入れますとか、確認しますとかっていうような回答があれば、それはそれで一応完了するのかなと思っていて、助言にする場合もあるのかなと思っています。ここで言いたかったことは、前にも言いましたけど、その環境レビュー方針の審査の結果で、だいたいこちらの申し入れどおりになったのかどうか、あるいは、そこで向こうとの間で議論になった事項があったのかどうか、そのあた

りを報告していただけるとありがたいなっていうことです。

以上です。

○原嶋委員長 どうぞ。

○松本委員 この期を以って助言委員から離れるのであえてなんですが、長く2002年、もっと言えば2001年のJBICのガイドラインの改定から関わった者として、やはり25年もやっていますと記憶で終わってしまうものは多々ありますし、変化していきます。で、そういう時にやっぱり立ち止まるのは、もともとどうしてこうなっているのかということについてリマインドしていくことだと思ってるんですね。ですから、今のも、もしお答えが「それはもうその時にも申し上げたとおり、2年後以降もモニタリングはされます」と答えてくれれば全く問題なかったんですね。しかし、今のお答えがそれはなんだろうくらいのお答えだったので、そこに私はちょっとこう、これが記憶のインスティテューショナルメモリーが失われていくきっかけだと思っているのであえて申し上げたので、私はけっこう大事なことだと思ってるんです。このことについて少なくともこの場所にいる人たちがそういうスタンスで会議に臨んでいるということを崩さないことが、少なくともこの部屋の外にいる人たちに伝わるので、非常に大事なことだと思ってるので、その点はもう一度そういう意味でこれは助言になっていないのですから、当然そうなっていますよね、というふうにお聞きしたので、そうですというふうなお答えが返ってきてほしかったということになります。

以上です。

○橋本 ありがとうございます。

すみません、私の単に準備不足でちょっと議論を生んでしまいまして申しわけありませんでした。

今の植栽の件につきましては、今記録を見返したんですけれども我々のほうから、供用開始後2年以降もモニタリングをすべしということを我々からインドネシア側に申し入れはしております。それにつきましては具体的な年限については先方から何年までという回答は得られませんでしたけれども、モニターをするという回答は得られているということでございます。

○原嶋委員長 はい、よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。

それでちょっと繰り返しになりますけど、助言の議論においてはですね、先ほど申し上げたようなことが以前議論されておりましたし、今、松本委員からもいくつかご指摘ありましたので、そういったことを配慮して助言についてのご議論、積極的にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは一応、本件ここで締めくくりとさせていただきたいと思いますが、何か最後、ご質問等ありましたら承りますので、サインや挙手お願いします。

では、どうもありがとうございました。

それでは次が、その他ということになります。既に前回、経過報告させていただいておりますけれども、第7期の期末報告を林副委員長に取りまとめていただいておりますので簡単にご説明していただいたうえで。

○林副委員長 はい、林です。

前回ですね、会議でオンラインでご説明させていただいておりますので、あまりちょっと細かいことはあれですけれども、前回6月の案件の結果を含めて一応最終案として取りまとめたということでございます。全体の印象としては、少しワーキングの案件が少なめなのかなっていう感じはしますけ

れども、全体の助言の中身等の分類とかですね、その辺はそれほど大きな違いはないのかなと。あと全体の平均の助言回数がですね、ちょっとどっか行ってたと思うんですけど、前期と比べて多少は減ってたのかなと思うんですけども、6.8から6.3に減ったということで、全体として大きな減少ということではないですけども、若干減っている傾向があるということでございます。

あとは、ちょっと細かいところもあるんですけども、新しいガイドラインに基づいた案件が増えていくというようなところでございます。

あと最後にですね、助言委員名簿がついてますけれども、これ期末報告書と一緒に2024年4月1日現在ということで、同じ資料に添付されるものですので、もし何か、所属等ですね、何かあれば事前にご連絡いただければと思ってございます。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、今ご説明いただきました内容、何かご質問等ございましたら承りますので、サインあるいは挙手をお願いします。

まだご発言をいただいておりますのは長谷川委員、いらっしゃいますか。オンラインでご参加した長谷川委員、聞こえますか。

○長谷川委員 聞こえますか。

○原嶋委員長 聞こえます。

○長谷川委員 途中からで申しわけございません。途中からなんで、なかなか内容わかってないもので、特に意見はございません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほか何かご質問等ございましたら承りますので、挙手あるいはサインをお願いします。

これは最終的に取りまとめてホームページでアップするということよろしいですか。

○池上 ご理解のとおりです。

○原嶋委員長 もし何か固有名詞などで、今ご指摘ありましたけど、誤りがあれば事務局のほうにご連絡ください。

それでは本件ここで締めくくりとさせていただきます。

続きまして、今後のスケジュール確認ということになります。

事務局からよろしくお願いします。

○池上 今後のスケジュールですけれども、冒頭お話ししましたとおり、本日を以って第7期が終了、明日から第8期が開始するということで、まず第8期の皆様には今月7月19日にブリーフィングの機会を設けさせていただいております。これについては、また別途ご連絡させていただいておりでございます。そしてその後、第8期の第1回の全体会合については8月9日で予定しております。8月9日の全体会合については先ほど申し上げましたけれども、委員長、副委員長の選定というプロセスも実施する予定となっております。その後のワーキンググループについては冒頭ご説明しましたとおりですけれども、第7期から継続の委員の方に中心的にお願いしているという状況でございます。

こちらのほうからのスケジュールについては以上となります。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは本日これで最後になりますけど、何かご発言等ありましたら。はい。

○林副委員長 林です。

ちょっと確認ですけども、7月19日のブリーフィングの件なんですけども、新しい委員の方でなくても、古いというか、ご連絡はしていただいてたんでしたっけ。

○池上 はい、事務局の池上です。

新しい委員の方だけでなく、継続の委員の皆様にもご案内させていただいております。

○原嶋委員長 繰り返しますけど、7月19日に新しく委員についていただく方に説明をする機会がオンラインでありますけども、それにつきましては、従前から委員をおやりいただいている委員の皆様にも、異議申立等についてのご説明もありますので、むしろ積極的にご参加いただきたいということで、事務局から確かご連絡行ってたと思いますので、もしなければ言っていたいただければいいと思いますし、既に、多分メールで私のほうにもありますので、そちらでレスポンスいただければ、ということでお願いしたいということで、よろしかったでしょうか。

それは寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 すみません寺原でございます。

私、今期で終わりでございまして、3期6年ほど長い間いろいろお世話になりました。今最後にその他ということで、一言だけコメント差し上げます。その後の報告、助言の後どうなってるかは委員のほうで実は気になっていますが、助言の内容も、先ほどのように申し入れることとか、確認することっていうことで終わっているの、その申し入れたっていうところまでしかできないわけです。申し入れたあとですね、向こうがどういう風に受け取って何が変わったのかということ、引き続きモニタリングしていただければいいと思います。食事時間が迫っているところ蛇足で申しわけありませんでした。また、6年間いろいろお世話になりました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

今ございましたけども、本日をもちまして第7期の委員のメンバーについては終了ということでございます。で、新しいメンバーについてまだ非公開ということでお話ができないということになりますけれども、もし何かこの機にご発言をという委員がいらっしゃいましたら、サインあるいは挙手をお願いしたいと思いますけどいかがでしょうか。

○米田委員 米田です。

本日で最後になります。2011年から13年ほど委員を務めさせていただきましたけれども、この間にいろんな方からいろんな意見を伺わせていただいて、すごくいろいろ勉強させていただいたなと思ってすごく感謝しております。で、この後はもっと若い人に入ってもらって、若い頭で新しい見方をして、また勉強もしてもらおうかなと思って、ほかの私の同僚が来る予定になっておりますので、引き続き皆様よろしく願いいたします。どうもいろいろありがとうございました。

○松本委員 松本です。

今期を以ってっていうか、来期は締め切りに間に合わなくて出すのを忘れてしましましてですね、参加いたしません。なので締め切りを覚えていれば、その次にまた申し込むかもしれないので、油断をしないでいただければなというふうに思っております。

もうここまで来たらですね、還暦までやった以上、ライフワークですので、JICAの委員会にようがいまいが、常に現地の人たちの目線でJICAの事業を見ていくということには変わりありませんので、むしろ一步ここから引いた立場になれるので、助言委員会そのものに対しても厳しい眼差し

を向けることができるというふうに思っておりますので、皆さん、今後ともよろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは本当に本日は最後になりますけど、何かご発言がありましたら遠慮なく頂戴いたしますので、挙手あるいはサインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは特になければ、本日ですね第158回の全体会合ですね、これで終了させていただきます。どうも今日はありがとうございました。

閉会 17:00